

令和7年度

太子の教育

和のまち太子

和のまち太子

～笑顔あふれる 心豊かで自立する人づくり～

太子町教育委員会

令和7年

隅一に照す



《意味》

「一隅を照らす」（伝教大師）

一隅とは、今あなたのいる、その場所です。
あなたが、あなたの力で、ベストをつくして
照らしてください。あなたが光れば、町や
社会が光ります。

題字 大谷康文前斑鳩寺住職 書

はじめに

本年度、太子町では「第6次総合計画後期基本計画」を策定いたしました。前期に引き続き、聖徳太子の遺された十七条憲法の第一条「和をもって貴しとなす」を礎とし、まちづくりの基本目標を『和のまち 太子』としています。

基本政策の中には、「学び成長するまち」を掲げ、未来を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境や子どもたちが社会を生き抜く力の育成、教育環境の整備を進め、子育て家庭に対する支援や地域の実情に応じた保育サービスの充実、仕事と子育ての両立、さらには、小中学校などにおける教育環境や教育の質の向上など、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援することが示されています。

教育委員会においても、昨年策定した「第3期太子町教育振興基本計画」の基本理念を「和のまち太子～太子が育む ころ豊かで自立する人づくり」といたしました。

「自立」とは自分の力で独り立ちして生きていく力であるとも言われています。少子高齢化による人口減少、グローバル化、地域間格差の拡大、社会のつながりの希薄化、ICTによる技術革新等が急速に進み、予測困難と言われる時代ですが、この「太子の教育」により、自他の生命や人権を大切にし、温かい「和」の心を大切にしながら、人とつながり、たくましく生きていく心豊かで自立した人づくりをめざします。

令和7年4月

太子町教育委員会
教育長 糸井 香代子

令和7年度「太子の教育」の構成

兵庫県では、令和6年度からの教育施設に関する基本的な計画である「第4期『ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)』」(令和6年度～令和10年度)が策定されました。この第4期プラン及び「第6次太子町総合計画」の基本理念に基づき、本町においても、「第3期『太子町教育振興基本計画』」(令和6年度～令和10年度)を策定しました。

令和7年度「太子の教育」は、「第3期『太子町教育振興基本計画』」の基本方針等に沿った構成とします。

第3期「太子町教育振興基本計画」		令和7年度「指導の重点」 (兵庫県教育委員会) 大 項 目	令和7年度 太 子 の 教 育
基 本 方 針	基 本 的 方 向		
予測困難な時代 を生き抜く力を 育む教育の推進	「確かな学力」の育成	1 「確かな学力」の育成	1 「確かな学力」の育成
		2 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する国際教育の強化	2 国際化に対応した教育
		3 探究・文理横断・実践的な学びの充実	
	「豊かな心」の育成	4 体験活動の推進	3 道徳教育の充実
		6 ふるさと意識を醸成する教育の推進	4 体験教育の推進
		7 道徳教育の推進	5 読書活動の充実
	「健やかな体」の育成	11 健康教育・食育の推進	6 健康教育・食育の推進
		12 体力・運動能力の向上	7 体力・運動能力の向上
	社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成	5 SDGs の目標達成をめざす活動の推進	8 部活動改革の推進
		13 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成	9 キャリア教育の推進
			10 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成

予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進	特別支援教育の推進	14 すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育（縦の連携）	11 特別支援教育の充実
		15 早期から卒業後へ支えつなぐ特別支援教育（横の連携）	
	幼児期の教育の推進	16 幼児期の教育の充実	12 幼児期の教育の充実
	人生 100 年を通じた学びの推進	8 人権教育の推進	13 生涯学習・社会教育の振興
		17 生涯を通じた学びの充実	
すべての子どもが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築	多様性の尊重と包摂性のある教育の推進	18 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進	17 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進
	学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進	19 家庭との連携の促進	18 開かれた学校園所づくり
		20 地域の教育力の活用	19 地域の教育力の向上
	子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進		20 放課後児童対策の充実
	関係機関等との連携の強化		21 子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進
	子どもたちの安全・安心の確保	21 子どもたちの安心・安全の確保	22 関係機関等との連携の強化
		23 安全教育と学校園所の危機管理体制の充実	
		24 「兵庫の防災教育」の推進	

安全・安心で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実	教育ＤＸの実現に向けた教育の情報化の推進	22 教育の情報化の推進	25 教育ＤＸの実現に向けた教育の情報化の推進
	修学環境の整備・充実		26 安全・安心な教育環境整備の推進
	教職員の資質・能力の向上	23 教職員としての資質と実践的指導力の向上	27 教職員の資質と指導力向上 28 学校園所運営能力の向上
	学校の組織力の向上	9 いじめ等への対応	29 生徒指導の充実
		10 不登校への対応	30 教職員の働き方改革の推進
		24「チーム学校」としての取組の推進	

I 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

未来への道を切り拓く子どもたちの「生きる力」を育成するために、子どもたちの発達段階や多様なニーズを踏まえ、学習指導要領に基づいた学校教育を推進するとともに、町民の一人一人が、生涯にわたって体験的に学ぶための機会の提供等について、聖徳太子の教えである「和の精神」を基調にして取り組みます。

1 「確かな学力」の育成

児童生徒に基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、習得した知識・技能を基盤として自ら解を導く、思考力・判断力・表現力等を育みます。また、主体的に学びに向かう力・人間性等を育成します。

- (1) 研究・研修計画に基づく研究授業の実践
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- (3) 全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた学力向上の方策の実施
- (4) 「話」と「和」でつながる言語能力育成事業（国語科指導充実事業・外国語指導事業・学校司書配置事業）の実施による児童生徒の言語能力の育成
- (5) 目的加配等、効率的な教員配置による複数指導、少人数指導の実施等、きめ細やかな指導の充実
- (6) 系統的な学習タイム(反復学習)の実施
- (7) たいしがんばり学びタイム事業(小学校外国語指導補助、放課後学習等)の実施
- (8) 家庭での学習課題の適切な設定による、学習習慣や基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着
- (9) 児童生徒の実態を適切に把握し、つまずきの解消や系統性を重視した指導の充実

- (10) 幼・保・小・中の校種間交流・連携、共通目標の設定
- (11) 情報活用能力（情報モラルを含む）の育成や発達段階に応じたプログラミング教育の推進
- (12) 1人1台端末の活用、きめ細やかな指導体制の充実、地域人材の活用等をとおした、「個別最適な学び」「協働的な学び」の一体的な充実
- (13) 幼児児童生徒の発達段階に応じた本に親しむ活動や読書習慣の定着・指導の充実及び町立図書館司書との連携
- (14) 学校司書の活用による学校図書館機能の充実

2 国際化に対応した教育

将来、児童生徒が国際社会で活躍・行動できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、全ての教育活動を通じて、体験的な学習や課題学習を取り入れ、グローバルな視野で活躍・行動するための資質・能力を育成します。また、国際理解を深めるとともに、国や郷土の歴史や伝統、文化にふれる機会の充実を図るなど、ふるさとを愛する態度を養います。

- (1) 英語によるコミュニケーション能力の育成
- (2) 小学校中学年での「外国語活動」及び高学年での「外国語科」等、外国語教育研修の実施
- (3) A L Tや外国語指導補助員等の配置の拡充
- (4) 英語スピーチコンテスト、夏休み小学生英語教室の実施
- (5) 国際理解を深める取組の推進
- (6) 地域教材や地域人材の積極的な活用による、ふるさと意識を醸成する教育の充実
- (7) 小学校3・4年生社会科副読本「わたしたちの太子町」の活用
- (8) 総合的な学習の時間における、探究的学習の充実

3 道徳教育の充実

自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組むとともに、家庭や地域と連携した道徳教育に取り組みます。

- （１）教育活動全体を通じて道徳性を養うため、全体計画及び各教科における指導内容や時期を整理した別葉の作成
- （２）自分を大切にするとともに、他者を自分と同じように尊重できる心等、思いやりに満ちた人間関係を構築する指導方法の工夫改善
- （３）「道徳科」における、深い思考による学びを推進する授業や適切な評価について研究する等、教員の授業力の向上
- （４）授業参観やオープンスクール等の機会を捉え、道徳の授業を公開し、道徳教育について家庭や地域の理解を得るような工夫の促進
- （５）基本的な生活習慣や規範意識、人間関係の基本となるあいさつの習慣や社会生活のルールなどを身につけさせ、日常生活の中で生かせるよう指導を徹底
- （６）兵庫県版道徳副読本等の活用により、郷土に対する認識を深め、地域社会に尽くした先人や高齢者への尊敬と感謝の気持ちを育み、その生き方に学んで実践しようとする意欲の育成



4 体験教育の推進

兵庫型「体験教育」や「和のまち太子」の精神の醸成をとおして、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、「心の教育」の充実を図ります。また、「自立」に向け、体験活動における試行錯誤の中で自己認識や自尊感情を高め、学ぶ意欲や成長する意欲を喚起します。さらに、人間としての在り方や生き方を考え、社会の一員としての自覚を深めさせます。

- (1) 児童の「主体性」を育み、「感動体験」のある環境体験活動や自然学校プログラムの作成・実施ならびに、活動を通じて、ふるさとを愛し、社会的自立に向け、地域の一員としての生徒の自覚を深められるようなトライやる・ウィークの推進
- (2) 達成感や自己有用感を高めるための事前・事後指導の充実
- (3) 活動の意義や実施内容や在り方等について、PDCAサイクルによる工夫・改善の実施
- (4) 学校園所・家庭・地域の連携を一層深めた取組の実施



5 読書活動の充実

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(2001.12 公布・施行)の基本理念にあるとおり、子どもにとって読書は、言葉や感性、表現力、創造力を豊かに育み、人生をより深く生きる力を身につけていくために欠くことのできないものです。幼少期から絵本や物語に親しむきっかけをつくり、生涯にわたって読書を楽しみ、豊かに生きていく力を養うため、学校園所、家庭や地域、図書館が連携して、読書活動の推進に取り組みます。

- (1) 保育所や幼稚園での絵本の読み聞かせや絵本の貸出、町立図書館訪問
- (2) 学校園所からの配付物による、家庭での読み聞かせ等の啓発
- (3) 小・中学校に配置された学校司書による、学校図書室の環境整備や読書案内
- (4) 施設見学等、学習活動での図書館の活用
- (5) 学校園所での地域ボランティアによる絵本の読み聞かせや、町立図書館司書によるストーリーテリング、ブックトークの推進

6 健康教育・食育の推進

生涯を通じて心身の健康を保持増進するための能力・態度を育成するとともに、複雑化・多様化する子どもたちの現代的な健康課題に対応するための体制と指導の充実を図ります。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるため、学習指導要領に基づき、学校・家庭・地域との連携による食育の実践に取り組みます。



- (1) 感染症予防に関する保健指導等を通じて、子どもたちが生涯にわたり健康を保持増進する力や態度を育成
- (2) 教職員、学校園医・嘱託医、保護者、地域の専門機関等と連携した保健管理、保健組織活動等の取組を推進
- (3) 学校給食における地場産物の活用や、地場産物に関する学習、環境への負荷を低減する農業に対する理解等の取組を推進
- (4) 食生活が自然の恩恵や人々の様々な活動の上に成り立っていることについての理解と生産者等への感謝の心の育成
- (5) 「食育ハンドブック」を活用した食育の推進
- (6) 「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル(令和3年8月改訂)」を利用した食物アレルギーの理解及び食物アレルギーを有する幼児児童生徒への適切な対応（鶏卵・乳の対応食実施）

7 体力・運動能力の向上

幼児期からの運動遊びや、体力・技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、共に学ぶ体育活動等を通じて、運動好きな子どもや日常から運動に親しむ子どもを増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で明るく豊かな生活を営むことができる資質・能力を育成します。

- (1) 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の課題検証を行うことによる、子どもたちの体力・運動能力の更なる向上
- (2) スポーツの価値や効果、運動の魅力に触れる機会の確保
- (3) 生涯における運動・スポーツの習慣化の促進
- (4) 特色ある優れた取組の実践や、学校園所・家庭・地域が連携した取組の推進
- (5) 継続的に運動・スポーツに親しむ習慣の確立や意欲の向上
- (6) リズム体操（運動）をととした幼児期からの運動習慣の定着



8 部活動改革の推進

少子化の進行や、教職員の業務負担軽減等の課題がある中、子どもたちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保できるよう、持続可能で多様なスポーツ・文化活動の環境整備を推進します。

- (1) 部活動の地域移行・地域展開に向けた実証事業や、合同部活動・部活動指導員派遣による地域連携等の推進
- (2) 地域の実情や子どもたちのニーズに応じた、持続可能で多様なスポーツ・文化活動の環境整備

9 キャリア教育の推進

変化の激しい社会において、子どもたちが夢や希望をもって自分の未来を切り拓き、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するため、変化や失敗を恐れず、前向きに受け止め対応していく力と態度を育成するとともに、社会的・職業的自立の基盤となる力を育成します。

- (1) 小・中・高一貫したキャリア形成を図る取組の充実
- (2) 多様な体験活動の実施による、社会参画への意欲・態度等の育成
- (3) 社会的自立に向け、「基礎的・汎用的能力」の段階的育成
- (4) キャリアノート、キャリア教育指導資料等の積極的活用による発達段階に応じたキャリアプランニング能力等の育成
- (5) キャリア・パスポートの確実な引継と小中一貫した取組の推進

10 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成

持続可能な社会の創り手として、子どもたちが自らの人生や社会をよりよく変えていくことができるよう、自らが社会を形成する一員であるという認識をもち、主体的に行動する力を育成します。

- (1) 子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させ、その発達を支えるような生徒指導の側面に着目した取組の推進
- (2) 様々な教育活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度の育成
- (3) 身近な課題を自分たちで解決する経験等、主体性を育む取組の推進
- (4) 学習支援ボランティア・学校支援ボランティア・地域支援ボランティアの活用
- (5) ジュニアリーダー養成講座の開催と修了生へのフォローアップ
- (6) あそびっ子教室、放課後子ども教室事業等の開催
- (7) 子ども会連絡協議会を中心として、単位子ども会活動の支援と活性化
- (8) 青少年育成協議会の活動を中心とした、青少年を守る環境づくりと健全育成の充実

11 特別支援教育の充実

すべての学校園所において、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築を進めます。学校園所に在籍する発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、「障害のある子どもの教育支援の手引き」（令和3年6月：文部科学省）に基づき、一人一人の教育的ニーズを把握し、合理的配慮による、きめ細やかで適切な教育的支援を行います。また、保護者や保健・福祉、医療等の関係機関と連携し、切れ目ない一貫した支援を受けることができるよう学校園所における支援の効果をより高めていくことに努めます。



- (1) 多様性を認め合い、共に過ごすための教育環境づくりの推進
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校園内支援体制、研修体制、教育相談の充実
- (3) 関係機関との連携による縦・横連携※による切れ目ない、一貫性のある支援体制の構築
- (4) 巡回相談事業と教育相談事業、トライアングル会議による教育・家庭・福祉の連携の推進
- (5) 個別の指導計画及び教育支援計画の作成・活用と、適切な教育課程の編成
- (6) 「心のバリアフリー」の推進に向けた交流及び共同学習、特別支援学校との連携
- (7) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援のための補助員（スクールアシスタント）の配置、特別支援ボランティアの活用（小学校）
- (8) 通級指導の充実による個々の児童生徒に対するきめ細やかな指導及び支援の推進
- (9) すべての教職員の学びの継続による専門性の向上

※縦の連携（連続性のある多様な学びの場における教育の充実）

…校種間の交流及び連携、入学・進学時等の着実な情報の引継ぎ、また、自立と社会参加を見据えたきめ細かく適切な教育的支援の推進など

横の連携（連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実）

…就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を中核としたネットワークの活用や、教育委員会、保健・福祉・医療・労働の関係機関との連携など

12 幼児期の教育の充実

幼稚園や保育所の生活や遊びをとおした総合的な指導の中で、自立と協同の態度を培い、園所生活全体をとおして生涯にわたる人格形成の基礎を育成します。また、幼児が学校教育のはじまりとして学ぶ楽しさを知り、その体験が小学校以降につながるよう「架け橋期」の教育の充実を図ります。

- （１）発達や学びの連続性を踏まえた創意ある教育課程の編成
- （２）幼児期と児童期の円滑な接続のための幼・保・小連携の充実
- （３）基本的な生活習慣や自立と協同の態度の育成
- （４）特別な配慮を必要とする幼児・保護者への支援の充実
- （５）ゲストティーチャーの活用や地域との連携の充実等、開かれた園所づくりの推進
- （６）幼児教育を担う教員・保育士の資質と実践指導力の向上
- （７）幼稚園における預かり保育の実施
- （８）子育て支援（教育相談、情報提供、保護者同士の交流）の充実
- （９）幼児教育の在り方検討会による協議



13 生涯学習・社会教育の振興

町民一人一人が生涯にわたって主体的に学び続けることができるよう、社会の変化に対応して年齢を問わず必要となる基礎的なスキルの習得のための学習や、自己実現を図るうえで必要となる学習等、リスキリングやアップスキリングを目的としたリカレント教育も含めた多様な生涯学習の機会や場の充実を図ります。

また、町民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その宅習成果が地域コミュニティづくり、地域課題の解決を図るための活動に還元されるよう、社会教育を支える人材の育成、指導者の資質向上を図るとともに、行政、企業等の多様な主体との連携・協働により、地域創生に向けた社会教育の振興を図ります。

- (1) あそびっ子教室、放課後子ども教室等の開催
- (2) 社会教育団体との連携・共助
- (3) 社会教育施設の充実
- (4) 南総合センター、地域交流館の運営・活用と学びの文化の発信
- (5) 文化会館・公民館が地域の学習拠点となる生涯教育の推進
- (6) 文化会館・公民館での学習成果を発表する場の設置
- (7) 生涯学習団体の交流・情報交換の場を提供
- (8) 障害の有無にかかわらず共に学び合える生涯学習の推進
- (9) 高齢者の学びの場「たちばな大学」の開催
- (10) 生涯学習人材バンクの活用
- (11) 社会教育審議会の活用
- (12) 社会教育主事の配置



14 人権教育の推進

すべての人の自己実現と「共に生きる社会」への展望のもと、住民が人権の普遍性と正当性についての認識や人権共存の考え方への理解を深めながら、人権の尊重を普遍的な価値観として共有するための教育を推進します。また、部落差別（同和問題）、女性、子ども、障害のある人、高齢者、外国人、性的マイノリティ、インターネット上の人権侵害等、人権に関わるあらゆる課題の解決に向け、総合的に取り組みます。

- (1) ふれあい教室(地域に学ぶ体験学習支援事業)の開催
- (2) 人権啓発団体の育成
- (3) 「人権文化をすすめる町民運動推進強調月間」啓発活動
- (4) 人権啓発カレンダーの作成
- (5) 人権教育実践発表会の開催
- (6) 住民学習会にかかる助言者研修の実施
- (7) 住民学習会にかかるリーダー及び推進委員研修の実施
- (8) 太子町民主化推進協議会の活動を中心として、「一人一人の人権を大切にする明るい町づくりをすすめよう」のスローガンのもと、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消、人権尊重の精神の高揚を図るため、啓発活動、住民学習、コミュニティ事業を推進
- (9) 南総合センターの活用と人権文化の創造
- (10) 人権講演会の開催

15 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

芸術文化は豊かな人間性を育て、想像力や感情移入の能力、表現力を育むなど人間が人間らしく生きるための糧となるものです。歴史文化遺産の保存・活用を図り、伝統文化を継承していくとともに、生涯学習としての文化活動を推進し、文化的水準を高めていく活動を支援します。

- (1) 文化団体活動支援
- (2) 公募美術展の開催
- (3) 町民芸術祭の開催
- (4) 歴史資料館の各種講座の開催
- (5) 歴史文化遺産の保存と活用事業
- (6) 民俗芸能・伝統文化についての啓発と継承活動支援
- (7) 芸術文化に触れる機会の充実
- (8) 文化会館を活用した文化活動の支援とSNSを活用した情報発信
- (9) 太子町マスコットキャラクター「ぼうじい」の利活用促進

16 「する・みる・ささえる」スポーツへの参画

すべての町民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、共に支え合う町のスポーツ文化を確立し、一人一人が健康で、生き生きと暮らす社会を実現するため、「する・みる・ささえる」スポーツへの参画に係る取組を推進します。

- (1) 社会体育施設などの管理事業
 - ・町民体育館、町民グラウンド、陸上競技場、総合公園テニスコート、太田公園グラウンド
- (2) スポーツ教室事業
 - ・各種スポーツ教室の開設
 - ・ニュースポーツ、障害者スポーツなど体験教室の開設
- (3) 大会開催事業
 - ・町民体育大会、マラソン大会
- (4) 体育・スポーツ活動団体支援事業
- (5) 指導者養成事業
 - ・スポーツ指導者養成講習会



Ⅱ すべての子どもが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築

子どもたちの豊かな学びの推進や自分らしく安心して活動できる居場所づくり等のためには、学校園所・家庭・地域が連携・協働することが重要です。

そのためには、学校全体で取り組む組織づくりとともに、子どもが安心できる家庭教育に関する環境づくり、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを推進し、町をあげて子どもを守り育てていきます。

17 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

障害や不登校をはじめ、日本語指導が必要な外国人の子どもたち、特異な才能、複合的な困難等の様々な事情・背景により多様な教育ニーズのある子どもたちに対して、専門的かつ総合的な支援が必要です。そのため、子どもに関わる各分野や関係機関が連携し、総合的な支援を推進します。

また、人権尊重や男女共同参画についての理解を深める取組を推進します。

- (1) 太子町教育支援センター（みらいえ）及び校内教育支援センターの設置
- (2) 様々な課題を抱える子どもたちに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による、早期発見・早期対応や関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実
- (3) 日本語指導が必要な外国人の子どもたちを支援するため、日本語指導に関わる支援員の配置や派遣、教職員研修等を県教育委員会と連携して実施
- (4) 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実
- (5) 個別療育支援と個別療育支援会議の開催
- (6) 心理士、保健師、教育相談関係者等の専門職による巡回訪問と専門的な支援が必要な子どもに応じた助言の実施

- (7) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭した男女共同参画の推進

18 開かれた学校園所づくり

地域に開かれた信頼される安全・安心な学校園所を実現するため、学校園所は、教育活動その他の学校園所運営に関する情報の積極的な提供や、目標・計画・実践、評価、次年度への反映という一連の活動による学校園所運営の改善、地域と連携した教育活動の展開等により、開かれた学校園所づくりをさらに推進します。

- (1) オープンスクールの実施、学校園所だよりやホームページ等の活用などによる学校園所運営に関する情報の積極的提供
- (2) 学校評価の実施と結果の公表（P D C Aサイクルの活用）
- (3) 学校と地域との連携及び創意工夫を生かした特色ある教育活動の推進
 - * 地域学校協働活動の推進
- (4) 学校教育審議会の活用
- (5) 学校評議員会の活用
- (6) 小規模校のあり方の検討（小規模特認校の設置等）

19 地域の教育力の向上

教育の原点は家庭であることを再認識し、子どもの望ましい育ちのために親自身も学び育つ親学習の充実を図ります。また、学校園所・家庭・地域が果たすべき教育的機能を十分に発揮することができるよう三者が緊密に連携し、家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で子どもの豊かな心などの「生きる力」を育む環境づくりに努めます。



- (1) 学校園の保護者を対象とした家庭教育学級「ときめきスクール」の推進
- (2) 地域ボランティアによる登下校時の安全確保、学習支援ボランティアによる学びのサポートの推進
- (3) P T C A活動支援
- (4) 家庭教育支援事業の推進
- (5) 地域と連携した放課後子ども教室の推進

20 放課後児童対策の充実

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童が、放課後や長期休業中、安全・安心に過ごせるよう、また、基本的な生活習慣を身につけ、主体的な遊びや生活ができる場となるよう、放課後児童クラブを充実させて子どもの自主性や社会性を育みます。また、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な取組を推進します。

- (1) 放課後児童クラブの体制の整備と職員の質の向上
- (2) 多様な保育サービスに対応する民間放課後児童クラブへの支援と連携
- (3) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進

21 子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進

学校と地域が力を合わせて学校運営を支える取組を推進します。

- (1) 学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の推進
- (2) 体験教育や地域との協働活動、部活動においては、多様な企業・団体・地域人材の参画により、学校園所や地域での子どもたちの豊かな学びや成長を支える多様な担い手の協働・参画を得る取組を推進
- (3) 教育への関心を高め、次世代を担う子どもの教育に関する取組の推進

22 関係機関等との連携の強化

児童虐待、ヤングケアラー、貧困・格差等、子どもたちが抱える困難が多様化・複雑化している中、生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持ち、生涯にわたるウェルビーイング（心身ともに健康で、持続的に幸福な状態）につながるよう、良好な成育環境を保障し、様々な学びや多様な体験活動の機会の確保と生活や経済的な面での支援の充実を図ります。

また、様々な機会を通じて課題や困りごとを抱えている家庭や子どもの把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら総合的な支援を図ります。

- (1) 子育て世帯を対象に児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置と要保護児童対策連絡協議会との連携
- (2) 子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントの実施と妊娠期からの切れ目ない支援による社会的孤立と児童虐待等の未然防止・早期対応
- (3) 民間団体と連携し、多様な家庭環境等に関する相談支援体制の充実・強化
- (4) 子育て支援センターなどの地域子育て相談機関との連携と民間資源・地域資源を含む支援体制の構築
- (5) ヤングケアラーを含む要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象とする子育て世帯訪問支援事業の実施
- (6) 児童養護施設との連携や母子生活支援施設の活用により、社会的養護が必要な子どもや家庭に対する支援の充実

23 安全教育と学校園所の危機管理体制の充実

子どもたちの安全を確保するため、教育活動中の事故や登下校中における事件・事故、犯罪等、子どもたちの安全・安心を脅かす様々な事案が顕在化していることを踏まえ、日常における子どもたちの安全・安心の確保

を図ります。また、全教職員が共通の認識のもとで事故・災害等へ対応することができるよう、危機管理における役割等を明確にするとともに、生命を守り安全を確保する体制を確立します。

- (1) 自らの命を守り抜き、安全・安心な生活を実現するために、防犯教育や交通安全教育等による自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成
- (2) 家庭、地域、関係機関との連携・協働による学校安全の推進
- (3) 教職員研修の充実及び取組事例の共有等、学校園所の取組の支援
- (4) 各学校園所の危機管理マニュアル等の継続的な見直しと全教職員による研修の実施



24 「兵庫の防災教育」の推進

阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、南海トラフ巨大地震・山崎断層帯地震、風水害等の自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する「兵庫の防災教育」を推進します。

- (1) 町内に在籍している震災・学校支援チーム(EARTH)を活用した教職員の対応力の向上
- (2) 防災教育副読本「明日に生きる」を活用した学校の防災教育の充実
- (3) 保護者・地域、関係機関と連携した実践的な防災訓練の実施
- (4) 災害対応マニュアル及び避難所運営マニュアルを最新の知見をもとに改訂

Ⅲ 安全・安心で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

子どもたちの安全・安心を確保しつつ、質の高い学びや快適な学校生活を送る環境づくりを推進するとともに、教育ＤＸの実現に向けた教育の情報化の推進に取り組みます。

加えて、質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応していくために、教職員の資質・能力の向上及び教職員が心身ともに健康で能力を発揮できる環境整備の取組を進めます。

25 教育ＤＸの実現に向けた教育の情報化の推進

Society5.0時代に対応し、新しい時代を創造していく力と意思を育むために、「GIGAスクール構想」により整備された１人１台端末の活用の「日常化」を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、校務のデジタル化を図り、教育活動全体を通じた情報化を推進し、円滑・安全なＩＣＴ環境の整備・充実に取り組みます。

- (1) １人１台端末活用の「日常化」の推進
- (2) 各教科等の特質や、活用場面に留意した１人１台端末の効果的活用の推進
- (3) 教育活動全体をととした情報活用能力（情報モラルを含む）の育成
- (4) 教員のＩＣＴ活用指導力の向上
- (5) プログラミング教育の充実
- (6) ＩＣＴを活用した校務・業務の効率化等の推進
- (7) ＩＣＴ環境の整備・充実
- (8) 教育データの利活用



26 安全・安心な教育環境整備の推進

子どもたちが安心して学校園所生活を送るためには、安全で質の高い修学環境を整備することが大切です。そのため、課題整理を行い、適正な学習環境が安定的に維持できるよう計画的に取り組めます。

- (1) 太子町公共施設等個別施設計画に基づく優先順位を踏まえた施設の修繕・更新の実施
- (2) トイレ洋式化と衛生的で快適な環境への改善
- (3) 文科省の示す学校施設整備指針に基づくバリアフリー化、脱炭素化の推進
- (4) 教育支援センターの整備による学習機会の確保
- (5) 通学路の安全確保のための継続的な点検
- (6) おいしく栄養バランスのとれた給食の提供と地産地消の推進

27 教職員の資質と指導力向上

教職員としての使命感と高い倫理観を保持し、豊かな人間性の涵養に努めます。また、専門性と実践的指導力の向上や、予測困難な社会の変化に対応した教育観を培うことをめざして、研究と修養に努め、不断に資質・能力の向上を図ります。

- (1) 教職員としての基本姿勢の確立
- (2) 専門性と実践的指導力の向上
- (3) 授業改善を図り、魅力ある授業の展開
- (4) 児童生徒の自主的・主体的な学びの促進
- (5) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- (6) 教職員の協働体制の確立
- (7) 研修履歴を活用した教職員の研修受講の奨励



28 学校園所運営能力の向上

複雑化・困難化する様々な学校園所の課題に対応するために、校園所長のリーダーシップのもと、多様な専門性を持つ外部人材及び関係機関の活用を図りながら、「チーム学校」として教職員一人一人の強みを組織的かつ機動的にいかしていく協働体制を確立し、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制を構築していきます。

- (1) 管理職の確保・育成
- (2) ミドルリーダーの育成と学校園所運営研修の充実
- (3) 主幹教諭の計画的な配置と研修の充実
- (4) 小・中学校積極的な情報発信と家庭や地域との連携推進
- (5) 指導技術の伝承と若手教職員の育成
- (6) 業務の情報化推進と情報管理の徹底



29 生徒指導の充実

人間的なふれあいをとおして心のきずなを深め、児童生徒一人一人の内面に対する共感的な理解をもって児童生徒理解の深化を図ります。また、教育活動全体を通じて児童生徒の自尊感情を高め、自主性や自律性、主体性、折り合う力、規範意識などの社会性を育みます。とりわけ、重要課題となっている不登校や児童虐待、いじめ、非行等などについては、生活背景に留意しながら、校種間や家庭・地域・相談機関との連携を密にし、その未然防止、早期発見、早期対応に努めるため、組織的・機動的な指導体制の確立や心理的支援の充実を図ります。

- (1) 協力・協働の生徒指導体制の構築及び関係機関との連携の促進
- (2) 太子町教育支援センターと学校の連携を核としながら、関係機関との連携を密にした不登校児童生徒への支援の充実

- (3) SC・SSW・太子町教育支援センター、要保護児童対策地域協議会等と連携した教育相談及び研修体制の充実
- (4) 問題行動、児童虐待等の未然防止、早期発見・早期対応
- (5) いじめの積極的な認知と未然防止、早期発見、早期対応における組織的対応の充実
- (6) 子どもたちの主体性や自己指導能力を育む取組の推進
- (7) 子どもたちに命の大切さを実感させる教育活動の推進
- (8) 生徒会活動・児童会活動等、児童生徒が参画した魅力ある学校・学級づくり
- (9) いじめ防止・SNSマナー等の積極的な啓発や情報モラル研修の実施

30 教職員の働き方改革の推進

教職員は、子どもたち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし育てる一方で、増加・多様化する職務の中でワーク・ライフ・バランスにも配慮しながら、心身の健康を保持することが求められている。学習指導に限らず、学校園所が抱える課題がより複雑化・困難化している中、限られた時間の中で子どもに向き合う時間を十分に確保するとともに、教職員のウェルビーイングを高める場とするため、業務の見直し・削減を図り、働きがいのある学校園所づくりを推進します。

- (1) 業務改善の取組等を通じた教職員の子どもと向き合う時間の確保
- (2) 教職員の協働による学校園所運営の改善及び危機管理体制の構築
- (3) 教職員のメンタルヘルス体制を整備・充実
- (4) 外部人材の積極的な活用の推進
- (5) 教職員の心身の健康の保持・増進に配慮した校園所内体制等の構築
- (6) ICTを活用した校務・業務の効率化等による業務負担軽減の推進
- (7) スクール・サポート・スタッフの全校配置による教職員の業務負担軽減の推進
- (8) 学校園所が抱える課題に対応するための人的配置の充実

令和7年度「太子の教育」

発 行 日 令和7年4月

編集・発行 太子町教育委員会

兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1

Tel : 079-277-1016 (管理課)

079-277-1019 (こどもえがお課)

079-277-1017 (社会教育課)